

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部研究データポリシー

(令和 7 年 4 月 1 日最高管理責任者裁定)

(目的)

- 1 四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）は、研究活動の過程で生み出される研究データを蓄積し、学術研究の発展と社会への還元を進めるに当たり、本学における研究データの管理・公開・利活用に関するポリシーを以下のとおり定める。

(定義)

- 2 このポリシーにおいて、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者等によって収集又は生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。
 - (2)「研究者等」とは、本学研究活動の不正行為防止規程第 2 条第 2 項に定める、本学において研究活動に携わる者をいう。

(研究者等の役割と責務)

- 3 研究者等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規程及び共同研究契約等を遵守の上、研究データを適切に管理し、可能な範囲で公開し利活用に供する。

(本学の役割と責務)

- 4 本学は、研究データの管理・公開・利活用を支援する環境整備を推進する。

(その他)

- 5 このポリシーは、社会情勢や研究活動を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

附 則

このポリシーは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部研究データポリシーの解説

(目的)

- 1 四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）は、研究活動の過程で生み出される研究データを蓄積し、学術研究の発展と社会への還元を進めるに当たり、本学における研究データの管理・公開・利活用に関するポリシーを以下のとおり定める。

(1) 趣旨

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）は、本学における研究データの管理・公開・利活用に関する方針を示すものである。

(2) 関係規程、国内政策文書等

研究データの管理・公開・利活用は、学術研究における不正行為防止と学術情報のオープン化の観点から求められており、主なものとして次のように示されている。本ポリシーはこれらの趣旨を踏まえて、研究データの管理・公開・利活用の方針を示す。

- ・科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会「学術情報のオープン化の推進について」（平成 28 年 2 月 26 日）
- ・統合イノベーション戦略推進会議「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日）
- ・本学「研究活動上の行動規範」
- ・「本学研究活動の不正行為防止規程」
- ・「本学研究倫理規程」
- ・「本学における研究データの保存等に関するガイドライン」

(定義)

- 2 このポリシーにおいて、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者等によって収集又は生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。
 - (2)「研究者等」とは、本学研究活動の不正行為防止規程第 2 条第 2 項に定める、本学において研究活動に携わる者をいう。

(1) 研究データ

研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者等によって収集又は生成されたあらゆる形態のデータを指す。研究者等が他機関で収集又は生成した研究データにつ

いても、本学在籍中にこれらを保持している場合は本ポリシーの対象となる。

(2) 研究者等

研究者等とは、本学において研究活動に携わる全ての者を指す。また、他機関に在籍する者が共同研究等により本学において研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象者に含むことができる。

(研究者等の役割と責務)

3 研究者等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規程及び共同研究契約等を遵守の上、研究データを適切に管理し、可能な範囲で公開し利活用に供する。

(1) 管理

研究者等は、研究データを適切に管理する責務を有する（注 1）。共同研究等により他機関との間に定める要件等がある場合にはそれに従い、研究データの権利や責務について合意を得るものとする。研究者等が他機関において収集又は生成した研究データや他機関から提供された研究データについても、適切に管理しなければならない。

また、研究者等は、研究の段階に応じて研究データを管理する（注 2）。とくに、公的資金による研究においては、研究データの公開に関する事項を含むデータマネジメントプランの策定が必要となる。

注 1：研究成果発表の根拠となった研究データの保存・管理については、「本学における研究データの保存等に関するガイドライン」に定める。

注 2：研究の段階に応じた研究データ管理の例

研究開始前：データマネジメントプランの策定やメタデータの整備等に留意し、研究及び研究データ管理計画を立案する。

研究実施中：研究データを適切に管理する。

研究終了後：研究データを保存／非保存に分別し、このうち、保存するデータについては、公開／非公開、共有／非共有に分別し、適切に処理する。

(2) 公開

研究者等は、研究分野の特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規程及び共同研究契約等による条件や制限等を遵守の上、「オープン・アンド・クローズ戦略」（注 3）及び「FAIR 原則」（注 4）に基づいて公開可能な研究データを公開し、利活用の促進に努める。なお、研究データの公開可否は、研究推進、社会貢献、個人情報保護及び財産的価値等の観点から、研究者等が判断するものとする。

研究データの公開には、研究データの利用を許可する「公開」と、限定された者にのみ利用を許可する「共有」があり、「公開」及び「共有」しない場合は「非公開・非共有」となる。

注3：データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略。（平成30年6月15日付閣議決定、内閣府「統合イノベーション戦略」p.16）

注4：データを「Findable（見つけられる）」、「Accessible（アクセスできる）」、「Interoperable（相互運用できる）」、「Reusable（再利用できる）」にするための一連の原則。（国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター「FAIR原則」（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳））

（本学の役割と責務）

4 本学は、研究データの管理・公開・利活用を支援する環境整備を推進する。

（1）環境整備

本学は、機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供等、研究者等が研究データを適切に管理・公開・利活用するための環境整備を行う。

（その他）

5 このポリシーは、社会情勢や研究活動を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

（1）ポリシーの見直し

本ポリシー及び解説は、関係法令の改正及び社会情勢や研究活動を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜見直しを行う。

以上